

平成 1 5 年 度

熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項

1 目 的

この要項は、平成15年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜に関し、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、ひのくに高等養護学校入学者選抜については、別に要項を定める。

2 出願資格

入学を志願することができる者は、以下のとおりとする。

原則として学校教育法施行令第22条の3に示す障害（別表の区分）に該当し、かつ、次の各号の一に該当する者とする。

① 盲学校、聾学校及び養護学校中学部若しくは中学校を、平成15年3月に卒業する見込みの者、又は卒業した者

② 学校教育法施行規則第63条の各号の一に該当する者

なお、重複学級にあっては、当該学校対象の障害のある者で二つ以上の障害を併せ有し、原則として保護者等による送迎が可能な者、訪問教育にあっては、原則として養護学校中学部（訪問教育）を卒業する見込みの者、又は卒業した者で、保護者とともに本県に在住し、かつ学校から訪問可能な距離の者

3 入学者選抜実施学校及び定員

入学者選抜を実施する学校は別表のとおりとする。なお、募集定員は、別途定める。

4 入学者選抜の方法

(1) 入学者の選抜は、出願者の出身学校の校長から提出された調査書等の書類及び選抜のための諸検査等の結果を資料として、各学校高等部の教育に対する適性について判定し、出願先の学校の校長が行う。ただし、訪問教育にあっては、出願者の出身学校の校長から提出された入学願と調査書による書類選考とする。

(2) 入学願及び調査書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消す。

5 出願期間

(1) 出願期間は、平成15年2月10日（月）から2月14日（金）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、国民の祝日には受付をしない。

なお、郵送による場合は、2月13日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 上記にかかわらず、県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに保護者とともに確実に転居し、入学後も通学が可能な場合は、特例として平成15年2月21日(金)から2月28日(金)午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、この場合、やむを得ない事情のため平成15年2月14日(金)までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

6 出願手続

(1) 入学願(様式1に準拠して各学校の校長が定める。)、受検票(様式2)、写真票(様式3)に、その他志願先の学校の校長が必要とする書類を添え、出身学校の校長を経て志願先の学校の校長に提出する。入学者選抜手数料は無料とする。

(2) 出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3)及び次項7の「出願変更」の場合を除き、どのような変更(出願期間内に、ある学校への出願を取り消して別の学校へ出願することも含む。)も認めない。

(3) 出願取消しの場合は、平成15年2月21日(金)以後に、本人、保護者及び出身学校の校長連署のうえ、文書で出願先の学校の校長に届け出なければならない。

7 出願変更

(1) 出願した学校を変更したい者は、1回に限り変更することができる。

(2) 変更期間は、平成15年2月17日(月)から2月20日(木)までとし、この期間に出願変更の手続きを全て完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、**最終日は正午まで**とする。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

(3) 出願変更の手続きは、次のとおりとする。

ア 出願変更したい者は、出身学校の校長を経て出願した学校の校長に、「出願変更願(甲)」(様式4)、「出願変更願(乙)」(様式5)と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願(乙)」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。(「出願変更願(甲)」及び受検票は、出願変更前の学校で保存する。)

イ 受け取った「出願変更願(乙)」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身学校の校長を経て、出願変更先の学校の校長に提出し、受検票の交付を受ける。

8 入学願、調査書の作成・提出

(1) 入学願の作成

入学願記載事項の証明に当たっては、出身学校の校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければならない。

(2) 調査書の作成

出身学校の校長は、調査書(志願先の学校の校長が定める様式)を作成する。

なお、調査書は、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成し

なければならない。

(3) 調査書の提出

出身学校の校長は、調査書を前記5で示した「出願期間」に、志願先の学校の校長に提出する。

9 検査

(1) 検査

検査の内容については、出願先の学校の校長が定めたものによる。

(2) 検査期日・日程

ア 期日は、平成15年3月5日(水)の1日、又は平成15年3月5日(水)及び6日(木)の2日間とする。

なお、訪問教育にあつては、検査日は設けない。

イ 日程については、出願先の学校の校長が定める。

(3) 検査場

検査場は、出願先の学校とする。

(4) 検査の実施

ア 検査場の責任者は、当該学校の校長とする。

イ 校長は、実施要領を定め、当該学校の教職員を指揮して検査を実施する。

(5) その他

出願の手続きをした者が、検査当日に病気その他やむを得ない事情のため欠席し、その理由が出身学校の校長によって証明された者については、出願先の学校の校長は、この検査等に代わる他の適切な措置を講ずることができる。

10 面接及び健康診断

(1) 出願先の学校の校長は、必要に応じて検査日に受検者本人(保護者同伴も可)に対して面接を行うことができる。面接に当たっては、公正かつ円滑に行われるようあらかじめ校内に面接委員会を設け、面接方法・質問事項等について十分検討するものとする。

(2) 出願先の学校の校長は、調査書等の健康に関することで、より精密な検査を必要と認める場合には、学校医又は公立保健所による検査を求めることができる。

11 海外帰国生徒等の取扱い

校長は、海外帰国生徒及び中国等帰国生徒が志願する場合は、県教育委員会の承認を受けて、選抜に当たって特別の配慮をすることができる。

12 合格者の発表

(1) 発表の日は、平成15年3月12日(水)とする。

(2) 出願した各学校において、受検番号で発表する。

13 二次募集

(1) 実施校

合格者数が募集定員に満たない学校、学科においては、二次募集を実施するものとする。

(2) 募集人員

募集定員から合格者を減じた人数。

(3) 出願資格

二次募集に出願できる者は、平成15年度熊本県立高等学校入学者選抜学力検査及び熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部入学者選抜検査（以下「本検査」という。）を受検した者で、出願時において、いずれの高等学校又は盲学校、聾学校及び養護学校高等部（大学入学資格が付与されている専修学校高等課程の学科を含む。）にも合格していない者とする。

なお、いったんいずれかの高等学校又は盲学校、聾学校及び養護学校高等部（高等養護学校も含む。）に合格した者は、その後の手続きの有無にかかわらず出願できない。

(4) 出願期間

出願期間は、平成15年3月13日（木）から3月18日（火）までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、郵送により出願する場合は、出願者の住所・氏名を記入し、410円切手（「翌朝10時郵便」用）を貼った返信用封筒（定型）を同封のうえ、3月17日（月）までに必着すること。

(5) 入学者選抜の方法

ア 入学者の選抜は、調査書、本検査の結果等を資料として、各学校高等部の教育に対する適性について判定し、出願先の学校の校長が行う。

イ 二次募集を実施する学校の校長は、出願者に対して、平成15年3月20日（木）に当該の学校で検査及び10の（1）に準じて面接を実施することができる。

なお、志願者は検査及び面接の有無について二次募集受付票で確認するとともに、検査及び面接が実施される場合は、検査及び面接時に二次募集受付票を持参すること。

ウ 入学願に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であってもその合格を取り消す。

(6) 出願手続

ア 二次募集の志願者は、入学願（二次募集）（様式6）を、出身学校の校長を経て、志願先の学校の校長に提出（出願期間内に必着すること。）し、二次募集受付票（様式7）を受領する。

イ 出願は、1校1学科限りとする。

ウ 出身学校の校長は、当該志願者が本検査を受検した県立学校の校長に、検査成績証明書等送付願（様式8）を提出する（出願期間内に必着すること）。

(7) 選考結果の通知

二次募集を実施した学校の校長は、選考結果について、平成15年3月25日(火)に出願者へ郵送で通知(様式9)するとともに、出願者の出身学校の校長へ通知(様式10)する。

1.4 県外からの出願

県外から熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校に出願する者は、この要項の6の(1)に示した必要書類のほかに、県外公立特殊教育諸学校高等部入学志願についての証明書(様式11)を出願先の学校の校長に提出すること。ただし、様式11に準じたものであれば各県で定めたものを使用してもよい。

1.5 その他

- (1) 入学者選抜事務処理要項は別に定め、各学校の校長に通知する。
- (2) 各学校の校長は、この要項に基づき募集要項を作成し、県教育委員会あて提出する。
- (3) 専攻科については、校長は入学者選抜要項を県教育委員会の承認を受けて定めるとともに、募集要項を作成することとする。
- (4) 幼稚部については、校長は入学者選考要項を県教育委員会の承認を受けて定めるとともに、募集要項を作成することとする。
- (5) この要項に記載がないことがらについては、平成15年度熊本県立高等学校入学者選抜要項に準じて実施する。

(別表)

区分	学 校 名	募集学科	
		本科	普通科
視 覚 障 害	盲学校	本科	普通科
			保健理療科
		専攻科	理療科
			保健理療科
聴 覚 障 害	熊本聾学校	本科	普通科
			産業工芸科
			理容科
		専攻科	工芸科
			理容科
知 的 障 害	熊本養護学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級
	松橋西養護学校	本科	普通科一般学級
	荒尾養護学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級
			普通科訪問教育
	大津養護学校	本科	普通科一般学級
	菊池養護学校	本科	普通科一般学級
	球磨養護学校	本科	普通科一般学級
	天草養護学校	本科	普通科一般学級
普通科訪問教育			
肢 体 不 自 由	松橋養護学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級
	芦北養護学校	本科	普通科重複学級
			普通科訪問教育
	苓北養護学校	本科	普通科重複学級
病 弱	黒石原養護学校	本科	普通科一般学級
			普通科重複学級
			普通科訪問教育

(注) 募集学科は平成14年度のものであり、平成15年度については、改めて定める。

様式1

受付 番号		入 学 願 望			
貴校の高等部 科 (学級) に入学したいので御許可くださいます ようお願いします。					
平成 年 月 日					
熊本県立 学校長 様					
志 願 者	ふりがな 氏 名			男 女	保 護 者
	生年月日	昭和 年 月 日			
	生活の 本 拠	府 県	市 郡	氏 名	印
		町 村 丁目	番地 番号		生活の 本 拠
学 歴 及 び 職 歴					
昭和	年 月 日	学校小学部 第6学年卒業			
平成		小 学 校			
昭和	年 月 日	学校中学部 第1学年入学			
平成		中 学 校			
昭和	年 月 日				
平成					
昭和	年 月 日				
平成					
昭和	年 月 日				
平成					
この記載事項に相違ないことを証明します。 なお、貴校以外の公立高等学校及び特殊教育諸学校高等部を志願していないこ とを証明します。					
学 校 名					
校 長 氏 名					
					職 印

記入上の注意

- 1 男・女等は、該当文字を○で囲むこと。
- 2 入学志願者が成人のときは、保護者欄の記載を要しないが、志願者氏名欄に押印すること。

様式2

受 検 票	
受検番号	
ふりがな 氏 名	男 女
生年月日	昭和 年 月 日
出身学校	学校名
卒業年月	昭和 卒 業 年 月 平成 卒業見込み
検 査 場	
出身学校長職印	志願学校長職印

〔熊本県教育委員会〕

様式3

写 真 票
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div> </div>
(写 真)
職印
受検番号
氏 名 男女
出身学校

- 1 写真は、平成14年9月以降に撮影したもの（たて5.0 cm、よこ3.5 cm）で、脱帽、正面、上半身のものとする。
- 2 職印は、出身学校の校長の職印とする。

〔熊本県教育委員会〕